

● 個人である貸付先に係る規制

- いわゆるアパートローンやカードローンの貸付先である個人は、規則第 212 条第 3 項第 1 号等に規定する融資先販売規制の対象になるのか。

また、個人向けローン専門の担当者は、同項第 3 号等に規定する担当者分離措置の対象となるのか。

1. 個人が貸付先となるアパートローンのうち、明らかに 1 回限りの資金需要に伴う融資については、アパートの賃貸に事業性が認められないことが通常であり（規則第 211 条（現第 212 条）第 3 項第 1 号に関する平成 17 年 7 月 7 日付けパブリック・コメント結果及び規則第 234 条第 1 項第 10 号に関する平成 23 年 9 月 6 日付けパブリック・コメント結果参照）圧力販売につながる可能性は高くないと考えられます。

したがって、アパートローンの貸付先である個人が、アパートの賃貸に関して継続的な資金需要を有しないことが明白な場合であれば、融資先販売規制の対象にならないと解して差し支えないものと考えられます。

なお、カードローンについては、貸し付けた金銭が明らかに貸付先の事業目的の資金である場合を除き、原則として規則第 212 条第 3 項第 1 号等の「事業に必要な資金の貸付け」に該当しないものと考えられます。

2. 規則第 212 条第 3 項第 3 号等によって保険商品の販売が禁止される融資担当者は、例えばフロントラインで常態として事業資金の融資に係る応接業務を行う融資担当者や渉外担当者（規則第 211 条（現第 212 条）第 3 項第 3 号に関する平成 17 年 7 月 7 日付けパブリック・コメント結果）のように、圧力販売につながる可能性の高い者を想定しているところです。

この点と 1. の資金需要の点とを踏まえると、個人向けローンのうち、明らかに 1 回限りの資金需要に伴う融資や、カードローンが専門の担当者は、担当者分離措置の対象にはならないと考えて差し支えないものと考えられます。